

安保法と自衛隊明記は何をもたらすか

～自衛隊ならいいでしょ？ という皆様へ

本稿は、昨年夏から今年春にかけて各地で議論した内容をふまえ、私の考えをとりまとめたものです。ただ、本書の内容は、あくまで、現時点における私個人の見解であることをご了承ください。

■ はじめに

皆様こんにちは。弁護士宮尾と申します。

憲法の「安保法」が強行採決により成立したのは2015年9月19日。もう2年半がたとうとしています。

その状況の下で、昨年5月の憲法記念日に、安倍総理大臣は、「9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記する案」を打ち出してきました。

憲法を変えることが安倍総理の悲願であることは皆様もご存じかと思います。ただ、日程は意外とタイトです。来年、天皇の退位が予定されていることもあって、今年中に国会で改正案が発議される可能性が濃厚になっています。森友問題等で「突風」ともいうべき逆風にさらされているにもかかわらず、3月の自民党・党大会では「有力案」を前提に、細田本部長への一任を取り付けました。年内発議に向けて着々と準備が進んでいると言えましょう。

他方、最近の特徴として、学習会のご依頼を頂く方々からは、「狙いを暴く」とか「本質を突く」とか言ったタイトルでのお話を

要請されることが多いです。これを裏返すと、「自衛隊を明記するだけで、なんでだめなの？」という質問にきちんと答えきれない…という悩みがあるのだと思います。

○「読売インタビュー」の読み方

では、その質問にどう答えればいいのか。ヒントは、安倍総理自身の言葉にあります。

実は、「なぜ自衛隊明記が必要なのか」ということについて、安倍総理は多くを語っていません。私の知る限り、まとまった言葉で語っているのは、昨年5月3日の読売新聞インタビューです。

その核心部分というべき箇所を抜粋しますと、「違憲かもしれないが命張れ」では無責任—というタイトルの下、彼はこのようなことを言っています。

「(自衛隊員は)自然災害では、二次災害の危険を顧みず真っ先に現場に飛び込む。安全保障環境が厳しさを増す中、24時間365日体制で、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜いてきている。

自衛隊が全力で任務を果たす姿に対し、国民の信頼は今や9割を超えている。一方、多くの憲法学者は違憲だと言っている。教科書には、自衛隊の活躍ぶりが書かれる中、違憲との指摘も必ずといって

いいほど書かれている。命をかけて頑張っている自衛隊員の子供たちが、その教科書で学んでいる現状がある。

北朝鮮をめぐる情勢が緊迫し、安全保障環境が一層厳しくなっている中、『違憲かもしれないけど、何かあれば命を張ってくれ』というのはあまりに無責任だ。行政府の長としてではなく、国会議員として申し上げれば、立法府でこうした問題について真剣に議論していくことが、国会議員の責任だろうと思う。」
なかなか情緒に訴えてくる内容ですね。

しかし、この発言の中に既に「ヒッカケ」があることにお気づきでしょうか？

これは、弁護士がよく使うゴマカシのテクニックで「誤導」といいます。

自衛隊が違憲か合憲かを議論するためには、前提として、そこにいう自衛隊とは何か？—つまり自衛隊が何を任務とする組織なのか、をはっきりさせなければ結論は出せません。たとえば、仮に自衛隊が災害救助だけをする組織なら、それを違憲だという人は誰もいないはずです。しかし、戦後、自衛隊の問題がずっと議論されてきたのは、それが「武力を行使する」組織だからです。そして、同じ「武力を行使する」組織であっても、「専守防衛」の範囲とする組織なのか、集団的自衛権の行使（あるいはそれ以上）をする組織なのかでも結論が変わるはずです。

ところが、安倍総理は、このインタビューの中で、自衛隊の任務を明らかにしていない。そこを曖昧にしたまま「自衛隊は合憲だ」という結論だけ決めてしまえば、どうなるか？ 「自衛隊」という名前さえ使

えば、どんな任務の組織でも「合憲」となり、その中身・任務は政府と国会に一任…ということになってしまいます。

つまり、問題の本質は、自衛隊を明記するかどうかではありません。どんな任務を有する自衛隊を明記しようとしているか？—なのです。

○自民党の有力案

では、明記されようとしている「自衛隊」の任務はどのようなものでしょうか。

この点、今度の自民党・党大会で、ようやく、具体的な「有力案」が出されてきました。それがどんなものかと言いますと

第 9 条の 2

- 1 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- 2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

この条文案だと、自衛隊の任務は、「自衛の措置をとること」ということになります。つまり、「自衛権」の行使ですね。

そして、国連憲章の規定や、戦後 70 年の議論をふまえると、この自衛権には、いわゆるフルスペックの「集団的自衛権」も含まれる。これが、今度の自衛隊明記案の「狙い」であり「本質」なのです。

このことについては、後ほど、また、詳しくお話させていただきます。

○自衛隊明記案に対する3つの考え

さて、昨年から、この問題について多くの方々とお話をさせていただきましたが、自衛隊明記案に対する評価は大きく分けて**3通りある**と思います。

1つめは、「もともと現在の憲法でも集団的自衛権の行使は合憲なのだから、全く問題ない」という立場です。これは安保法を強引に成立させた政治家の皆さんに多い見解です。

2つめは、「反対」という方々です。私もそうです。ただ、この意見の中身は多様で、元々自衛隊は違憲だからダメという人から、理屈抜きに安倍内閣が提案するからダメという人達までいます。

3つめは、少し違う視点からなのですが、「今時自衛隊をなくそうという人はいない。それが憲法に書かれていない方が不自然である。むしろ、自衛隊の活動を憲法的に統制（グリップ）するためには、その存在を憲法に明記した方がよい」という方々です。そこまで積極的でなくても「まあ、自衛隊ならいいじゃないか」という人達も、この範疇に入るでしょう。

このような分類をする意味は2つあります。

1つは、今回の「自衛隊明記案」を言い出したのは、安倍総理を含め、1番目の「もともと現在の憲法でも集団的自衛権の行使は合憲なのだから、全く問題ない」という立場の方々だということです。

ここを意識していないと、「存在を明記するだけで、任務には何の変化もない」とかいう「説明」の意図を見抜けません。なるほど、現在の憲法でも集団的自衛権の行使

が認められるという立場であれば、集団的自衛権を含む自衛権行使が認められるようになっても「任務には何の変化もない」ということになるでしょう。嘘はついていない。しかし、かなり不誠実な説明です。そこを見抜くためには、誰がこの案を言い出したかを見極める必要があるのです。

2つめは、**2つめの考えの方々**と**3つめの考えの方々**の多くは、もともと「違憲の安保法反対」という点で一致していた。ところが、「憲法に自衛隊を明記するかどうか」という形で問題提起されると、ともすれば**対立・分裂してしまう**ということです。

今、自民党が提案しようとしている自衛隊明記案は、かつての専守防衛の自衛隊を明記しようとするものではありません。ところが、そこを曖昧にしたまま議論をすると、「非武装中立の是非」とかいう、現時点では議論する必要の無い、ある意味ズレたところでもめてしまう。結果、反対する力が分散されてしまう。おそらく、これも「自衛隊明記」という「変化球」に込められた狙いだと思います。

それゆえ、私は、**2つめ**と**3つめ**の考えを持つ方々に、今回の「自衛隊明記案」の内容を正確に理解していただき、ともに行動していただけるかどうかで勝負が決まる一と思っております。

本日のお話も、その問題意識からのものとご理解ください。

○「自衛隊」には意味が無い

さて、**3つめ**の考えの方々とは議論をしていて感じることは、「自衛隊」という言葉に

騙されてはいけないということです。それを意識していないと議論が混乱します。例えば、よく、「自衛軍はだめだけど、自衛隊ならいいじゃないか」という人がいます。でも実は、その区別に意味はありません。

どういふことかと申しますと、「自衛隊」の英訳は“Self - Defense Forces”。これに対して 9 条 2 項の「陸海空軍」の英訳は“land , sea , and air forces”。だから、デキの悪い翻訳ソフトで“Self - Defense Forces”を日本語に戻すと「自衛軍」になる。また、後でご説明しますが、force という概念は、国連憲章のカギとなるものです。だから、同じ force なのに、「自衛隊」か「自衛軍」かで違ふかのような議論は、外国人から見ると意味不明なのです^{i, ii}。

そんなことを言っているのは私だけかと思っておりましたところ、雑誌「世界」の本年 1 月号で、元内閣法制局長官の阪田雅裕さんという方が、全く同じ事を書いておられます。曰く、「自衛隊という名称だけで、実力組織としてのその内容が自動的に決まるわけではない」（73 頁）。

私たちは、「自衛隊」という言葉を使うとき、無意識に「専守防衛の自衛隊」をイメージしてしまいます。しかし、大事なのはこの「専守防衛」という枠組みであって、「自衛隊」という名前ではないのです。

そして、安保法制は集団的自衛権の行使に踏み込んでしまいました。もはや、「専守防衛」ではありません。

だから、今や「自衛隊」には 2 種類あることに注意しなければなりません。安保法ができる前の自衛隊＝「専守防衛の自衛隊」と、安保法ができてからの自衛隊＝「安保

法の自衛隊」は、同じ「自衛隊」と言っても、法律家の目から見れば別物です。専守防衛だから自衛隊は軍隊ではないと説明されてきたことからすると、「安保法の自衛隊」は、「自衛隊という名前の軍隊」となるはずⁱⁱⁱです。

ですから、「安保法の自衛隊」に対しては、「専守防衛の自衛隊」を合憲と言ってきた学者さん達を含めて、憲法違反だという意見が圧倒的に多い。安保法を作った人たちからすると、これでは、この法律をフル活用できません。だから、安倍総理は、「自衛隊の存在を憲法に明記しよう」というのです。そこにいう「自衛隊」は「安保法の自衛隊」であって、専守防衛の自衛隊ではありません。さらに、先ほど紹介させていただいた自民党の案では、自衛隊に安保法で認められた内容以上のことをさせることが可能になると思われます。

ところが、国民の中では、同じ「自衛隊」といっても 2 種類あることが、必ずしも共通認識になっていません。このまま、国民投票が行われたらどうなるのか？ 「何も変わらないはず」が「いや、実は変わりました」では歴史に禍根を残すことになりかねません。

では、正しい判断をするのに必要な知識はどうやったら得られるのか？ 「急がば廻れ」と申します。今日は、歴史的な沿革も踏まえた議論をさせていただこうと思います。

そういう趣旨で、本日は、

- ・ 国際法における戦争違法化の歴史
- ・ 憲法 9 条はなぜ生まれたか
- ・ 専守防衛の自衛隊とは何だったのか

・ 安保法の自衛隊とは何なのか

・ 自衛隊明記の持つ意味

という順番で、お話をさせていただこうと思います。

■ 戦争違法化の歴史

本日のお話は、まず、国際法の話から始めさせていただきたいと思います。

なぜ9条より先に国際法の話から始めるかという点、国連憲章の方が、憲法9条よりも先にできているからです。9条制定の際には、国連憲章の存在を念頭においた議論が繰り広げられました。それゆえ、国際法（国連憲章）の最低限の知識を持っていないと、安保法の内容、あるいは自衛隊明記の問題点も理解できないからです。

時代を100年ほど遡りますと、「戦争を違法としても、それを取り締まる警察も無ければ裁判所もない。だから戦争自体を違法とするのは無駄だ」という考え（無差別戦争観）が支配的でした。

しかし、これを一変させたのが1914年から始まった第一次世界大戦です。これは、近代的な技術をフル動員した戦争、国家総動員の戦争であり、一説では1500万人もの人々が亡くなりました。その惨禍を経て成立した多国間条約が、1928年の「戦争の放棄に関する条約」（パリ不戦条約）でした。このとき、初めて、国際法上、戦争は違法になったのです^{iv}。

しかし、この条約には不十分な点もあり^v、第二次世界大戦を防ぐことができませんでした。そして、5500万人以上とも言

われる方々が亡くなった。そこで、新たに結ばれたのが国際連合憲章（国連憲章）と呼ばれる多国間条約です^{vi}。

その2条4号では

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

と規定されています。ここでは「軍隊」による「戦争」ではなく、より広く「武力による威嚇又は武力の行使」 use of force が禁止されていることに注意してください。

ただ、国連憲章の「武力不行使原則」には3つの例外があります。その最初の2つが「個別的自衛権」と「集団的自衛権」です。これは、国連憲章51条で

「この憲章のいかなる規定も、・・・個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

という形で規定されています。

さて、この自衛権については、今日のお話との関連で2つ重要なことがあります。

まず、国連憲章は、個別的自衛権と集団的自衛権を一緒くたにしているということです。つまり、国際法の分野では、単に「自衛権」と言った場合、当然に集団的自衛権も含まれることになるのです。

次に、国連憲章は、個別的自衛権、集団的自衛権のいずれについても、その定義を書いていない。ですから、自衛権の内容に対する理解が国によって結構バラバラだということです。

個別的自衛権についてすら、アメリカや

イスラエルは「先制的自衛」も許されるという見解に立っています。

では、**集団的自衛権**については、どうか。実は、この概念は、**国連憲章が制定されるまで存在しませんでした。ですから、定義すらはっきりしなかった時期が続いていた—あるいは今でも続いているのです。**

例えば、日本政府の公式見解によれば、**集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも関わらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」**

と定義されています。ただ、そこに至るまでには紆余曲折ありまして、現在の定義にたどりついたのは昭和40年代後半です^{vii}。

では、**世界ではと申しますと、やはり混乱の時期が続きました。現在は、国際法上の有力な説が3つほどありますが、確たる定義は未だ定まっておりません^{viii}。**日本政府の見解はそのうちの1つですが、世界標準とはいえません。

それゆえ、戦後、この権利は、**アメリカとソ連によって濫用されてきました。乱暴に言えば、集団的自衛権は、アメリカとソ連が、その同盟国…言い換えれば「ナワバリ」を防衛するための権利として機能してきたといえるでしょう。冷戦終結までの期間にこの権利が行使された実例**を見ますと、たとえば

1956年 ソ連のハンガリー動乱への介入

1965年 アメリカのベトナム戦争参戦

1968年 ソ連のチェコスロバキアへの介入（「プラハの春」への介入）

1978年 ソ連のアフガニスタン侵攻

といったところでしょうか。これらの事案

は、いずれも、同盟国内で内紛が起きた時、「子分」の政権から要請を受けたことを大義名分にして、軍事介入したものです。厳しい評価をすれば「合法的な侵略戦争」といってもよいかもしれません。さらに、ベトナム戦争はアメリカの屋台骨を揺るがしましたし、アフガニスタンでの戦争は、ソ連崩壊の一因になりました。

とはいえ、良し悪しは別として、国連憲章が認めている3つの例外のうちの2つめであることには違いありません。

では、3つ目は何かというと、それが「**集団安全保障としての軍事的措置**」です。簡単に言えば、**国連の安全保障理事会が武力行使を容認する決議をしたときには、合法的に戦争をするお墨付きがつく**というものです。

ただ、これは、**国連憲章のどこを読んでも出てきません。**もともと国連憲章が予定していたのは、国連が「国連軍」を組織し、国連自らが指揮をとって、違法な戦争を行った国に制裁を行うというシステムです。しかし、この「国連軍」なるものが本来の姿で組織されることは一度もありませんでした^{ix}。アメリカとソ連という大ボスが対立していたのですから、ある意味当然ですね。

そして、冷戦が終わった後、「世界の警察」としてふるまえるようになったのは「唯一の超大国アメリカ」だけです。ならば、安全保障理事会がアメリカにお墨付きを与えればよいではないかということになります。

それが最初に実現したのが1991年の「**湾岸戦争**」です。イラクがクウェートを侵略した。それに対してアメリカを中心とする多国籍軍が武力制裁をすることに、安全保

障理事会はOKを出した。それ以後、**国連安保理のお墨付き（武力行使容認決議）**を得て武力行使をすることが慣例となりました。そして、今では、それが、「集団安全保障としての軍事的措置」と呼ばれるようになっていきます。

ただ、これは**国連憲章の本来の形とは違います。決定的に違うのは指揮権の所在**です。国連が指揮する国連軍と違って、**指揮権は戦争を行う国にあります。だから、時におかしなことが起きる。**

その最たるものが「**イラク戦争**」でした。当時、イラクはアメリカもイギリスも攻撃していません。だから、個別的自衛権でも集団的自衛権でもこの戦争を正当化することができない。だから、国連安保理の武力行使容認決議を取ろうとしたけれども、拒否権を持つフランスなどが大反対して断念せざるを得なかった。そこで、なんと、アメリカは10年以上も前の湾岸戦争のときの**安保理決議が「復活」**するという驚きの論理を展開して戦争に突入したのです。もちろん、そんな強引な理屈を支持する国はほとんどありません。しかも、大義名分としていた「**大量破壊兵器**」も出てこなかった。結局、**アメリカやイギリスがやったことは「集団的先制攻撃」**であり、それを日本政府は支持したのです。

皆さんもご存じの通り、**中東での戦争・混乱**は、十数年の時を経て、なお、続いています。このことは、**安保法のこれから**を考えると、決して忘れてはならない事実だと思えます。

■ 憲法9条はなぜ生まれたか

以上の流れを踏まえて、我が国の憲法9条について考えてみましょう。

憲法9条が制定されたのは、国連憲章が制定された後のことです。ですから、9条制定にあたり、国連憲章の存在が念頭にあったのは当然で、**9条1項は、パリ不戦条約と国連憲章の中身を憲法に反映したもの**だということができるでしょう。

ただ、**9条1項は、国連憲章のうち、武力不行使原則を定めた2条4号を取り込んでいますが、自衛権に関する51条を取り込んでいない**ことに注意してください。9条というと、つい2項ばかりに目がいきませんが、実は、この点にすでに9条の核心があるのです^{x, xi}。

さらに、**9条2項は、戦力不保持・交戦権否認まで決めました**^{xii}。

帝国議会での審議の際、共産党の野坂参三衆議院議員が「第9条は、我が国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする。侵略戦争のみを放棄する規定にすべきである。」と質問したのに対し、**吉田茂首相**が「第9条2項において、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたものであります。満州事変然り、大東亜戦争又然りであります。」

と答えたのは有名です。そこには、**世界に先駆けて「武力によらない平和」を実現するため、「丸腰」で勝負する**というストイックな決意が感じられ^{xiii}、それが「もう戦争

はまっぴら。平和に暮らしたい。」と考える国民の共感を得たのでしょう^{xiv}。

また、この規定は、歴史の教訓から「憲法」と「軍隊」の存在が相容れないという立場を明確にしたということもできると思います。

例えば、ドイツのヒトラー。彼は、ごく初期の頃から東方への「民族の生存圏の拡大」、つまり侵略戦争を企図し、戦争ができる国作りを実現するために、ワイマール憲法体制を破壊し、ファシズムの体制を作り上げたと言われています。

この点については、日本はもっと切実です。日本では、ドイツなどと違い、政治家ではなく軍隊が暴走して無謀な戦争に突き進んだ歴史があります。その過程で、大正デモクラシーの伝統も吹き飛び、明治憲法も実質的に吹き飛ばしてしまいました^{xv}。明治憲法 11 条においては「天皇」が「軍隊を統帥」するとされていたのですが、そのシステムも破壊された。だからこそ「天皇」は、戦後、戦争責任を問われずに済んだわけです^{xvi}。

そして、軍隊の憲法的統制に完全に失敗した日本は、「軍隊をいかに統制するか」というどこの国も頭を悩ませる難しい問題に、「軍隊そのものを持たない」という極めてドラスチックな答えを出したわけです。

これは、非常に重い政治的決断ですが、その決断の背景には、「軍隊とは何を守るものなのか」という点についての認識の変化があったと思います。これは、これからお話しする自衛隊の問題と密接に関係しますので、少し立ち入らせて下さい。

よく、戦争映画などで、「愛する人を守る

ために僕は戦場へ行く」というフレーズが出てきますね。なるほど、国を守ることと愛する人を守ることが一致する場面がないとは言いません。しかし、そうでない場合も多い。

まず、他国を侵略する場面では、「愛する人を守る」ことにはなりません^{xvii}。

また、敵国から攻められている場合であっても、「愛する人」を守ることにならない場合があります。日本を例に取れば、サイパンが陥落して、B 2 9 による本土爆撃が可能になった時点で、勝負はついていました。その時点で、なぜ降伏しなかったのか？国民の犠牲を考えれば、それ以上の抵抗は無意味どころか有害だったはずですよ。

無意味な抵抗で大きな犠牲を出した一例が沖縄戦です。最近お亡くなりになった大田昌秀元沖縄県知事は、当時を振り返り、「軍隊は人を守らない」と繰り返しておられました。確かに、天皇の軍隊が守るべきは「国体」（天皇制）であって、沖縄県民ではなかった。それゆえ、戦争末期には、「国体護持のために国民の最後の一人まで闘って死ぬべし」と語られていました。この言葉に、愛する人を守ること＝「国民を守ること」と、「国を守ること」との「差」が凝縮されていると思います^{xviii}。

そして、憲法前文が、「平和」を国家ではなく「個人の人権」＝「平和的生存権」として規定したのも、この差に着目してのことではなかったかと思います。

さて。普通はここままで 9 条の話は終わるのですが、安保法あるいは自衛隊明記の議論の背景を知るためには、戦後一貫して、それと違う考え方が根強く主張されてきた

ことを知っておく必要があります。それが、いわゆる「**芦田修正論**」と呼ばれる見解です。

最近であれば、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、平成 26 年 5 月 15 日に発表した「報告書」（**安保法制懇報告書**）がその立場を明確にしています。

ネットで見ることのできる資料ですからご一読いただきたいのですが^{xix}、要約しますと、GHQ原案作成過程で、「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する」という文言が削除されていることから、**9条1項は、自衛権の行使を否定するものではない。そして、国連憲章51条の定める自衛権には集団的自衛権も含まれるから、日本もそれを行使できる。**そして、9条2項は、帝国議会の審議で「前項の目的を達するため」のものとされたから（芦田修正）、国連憲章に違反する「侵略戦争をするための軍隊」の保有を禁止しただけだ—という理屈です。

もちろん、これを支持する学者さんは多くありません。しかし、「**安保法は合憲だ**」という政治家の皆さんの多くが、**実はこの考えに立っていることに注意していただきたい**と思います。

■ 専守防衛の自衛隊

さて、そのような歴史的背景を持って誕生した憲法9条ですが、戦後直後から現在に至るまで、憲法をめぐる論争の中心にありました。それは、言うまでもなく「**自衛**

隊」をめぐる問題です。

自衛隊が誕生したのは 1954 年。もう 60 年以上たちます。自衛隊をめぐる議論は法的にも政治的にも複雑で、なかなか難しい。

しかし、**自衛隊が誕生してから安保法が成立するまで、「専守防衛」という枠組み自体は全く変わってこなかったことに注意する必要があります。**そして、「専守防衛」とは、**①日本に対する武力攻撃がなければ武力の行使はしない、②他国の領土・領海・領空で武力の行使はしない。中身は、この2つです。**そして、集団的自衛権の行使についても、政府は、自衛隊発足の当初から、否定しつづけてきました。

ただ、その説明の仕方には変化がありました。最初は、たとえ専守防衛であってもなぜ自衛隊を保有することができるのか、つまり自衛隊の「存在」の説明に力点がおかれていました。

例えば、自衛隊が誕生した直後、鳩山内閣は、1954 年 12 月 22 日、次のような政府統一見解を出しました。

「**自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従って、現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持っていることはきわめて明白である。**」^{xx}

この考えは、昭和 34 年（1959 年）の**最高裁の砂川事件判決**でも踏襲されました。同判決は、駐留米軍の合憲性についての判決ですが、その理由中で

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために**必要な自衛のための措置**をとりうることは、**国家固有の権能の行使として当然のこと**と言わねばならない」

と述べています^{xxi}。

自衛隊が集団的自衛権を行使できないことは、自衛隊発足後、繰り返し答弁されてきました。しかし、自衛隊の合憲性に関する上記のような説明の仕方は、国際関係において「国家の権利」を論じる国際法と、国内における「個人の権利」を定める憲法の議論を十分に区別していない。それゆえ、先ほどご紹介した「芦田修正論」を念頭におくと、専守防衛の自衛隊の「任務」、特に「集団的自衛権の行使がなぜできないのか？」という点についての説明としては不十分といわざるを得ないものでした。

その不十分さが意識されるようになったのは、昭和 47 年、ベトナム戦争のさなか、沖縄が返還されることになったときです。ベトナム戦争は、アメリカが集団的自衛権を行使した戦争です。その出撃基地になった沖縄が「基地付き」で日本に帰ってくる。当然、「日本も集団的自衛権を行使することになるのでは？」という強い疑問が湧いてきます。これに対して、「いやいや、そんなことは絶対ありません」と説明しようと思ったら…できないわけです。

なぜなら、先ほどご説明したように、国連憲章 51 条は、各国が「個別的又は集団的自衛の固有の権利」を持つと規定していて、「自衛権」というと、当然に「集団的自衛権」も含んでしまうからなのです。

そこで、当時の田中内閣は、昭和 47 年（1972 年）10 月 14 日、それまでとは全く違う方法で「集団的自衛権の行使が許されない」理由を、文書で詳細に説明しました。これを「47 年見解」と呼びますが、これは、自衛隊の憲法上の「存在」根拠と、その「任務」の限界を明らかにした極めて重要な見

解です^{xxii}。

その内容をご紹介しますと^{xxiii}、この見解は、まず、

「憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されない。」

と述べて、個別的自衛権を、「憲法 13 条」と「前文の平和的生存権」…つまり「国民の権利」（基本的人権）を根拠に説明します。

そして、この見解は、引き続き、

「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。」

とします。ここでも、「国」ではなく、「国

民の権利」(人権)を基本として議論を展開していることに注意して下さい。要するに、災害救助と同じ理屈です。他国からの侵略によって、国民が殺され、傷つき、財産を奪われるというような極限状態を想定して議論を展開しているのですね。

そして、この文脈で、従前から答弁していた自衛権行使の要件、すなわち、(1)他国から我が国に対する武力攻撃の存在と、(2)それを排除するための必要最小限度の範囲にとどまること一が説明されています。

そして、この見解は、最後に「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと言わざるを得ない。」

と述べます。日本が攻められていないのに、日本国民の権利(人権)が侵害されることはない。だから、集団的自衛権の行使は認められないという、とてもわかりやすい論理です。

この論理は、その後、歴代政府の基本見解となってきました。例えば、平成16年6月18日の政府答弁書では、自衛隊の存在根拠そのものとして、より端的に同じことが書かれています。紹介致しますと

「政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命

や身体が危険にさらされる場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていない」と述べています^{xxiv}。ここで注意していただきたいのは、47年見解の中に出てくる「我が国の存立」という言葉が出てこないことです。つまり、従前の政府解釈において、「我が国の存立」という概念は必要ないことが、この答弁により明らかになっていると思うのです。これは、後の安倍内閣の閣議決定との関係で意味を持ちますので、覚えておいて下さい。

そして、47年見解では明示されていませんが、自衛隊創設時になされた自衛隊の「海外出動」を許さないという参議院本会議決議(昭和29年6月2日)及び自衛権行使のための活動が「我が国周辺の公海・公空」にまで及ぶことがありうる…裏返せば他国の領土・領海・領空での武力行使はできないという政府答弁書(昭和44年12月29日)の内容も、昭和47年見解の論理で説明することができます。侵略軍を追い出せば、国民の人権に対する侵害行為は排除できるわけで、他国領土まで追いかけていく必要はないのですから^{xxv}、^{xxvi}。

賛否両論あることを承知の上であえて申し上げれば、個人的には、机上の論理として、昭和47年見解は一つの理屈であると考えています。点数をつければ70点というところでしょうか。100点でないのは、個別自衛権の範囲とはいえ、「武力による平和」の論理に立っているからです。9条制定時の「世界の最先端を行こう」というストイックな決意がこの解釈には感じられません。他方、60点を超える及第点をつけているの

は、この理屈が「軍隊は人を守らない」という疑問への一つの答えにはなっているからです。また、自国が侵略されなければ武力行使できず、かつ他国領土での武力行使ができないのであれば、少なくとも侵略戦争を防止するためには具体的かつ有効な歯止めとなると思うからです。

そして、後ほどお話する自衛隊明記の問題に関連して言うならば、昭和47年見解は、自衛隊の「存在」とその「任務」を一体のものとして論じていることに注意して下さい^{xxvii}。つまり、47年見解は、自衛隊の存在根拠を、他国の軍隊と違い、国を守るのではなく「国民の権利（人権）を守ること」のみに求めた。だから、その活動にいろいろな制限がかかる。それを超えれば9条に違反して憲法違反となる。この枠組みを、ある学者は「違憲の可能性による統制」と呼んでおられます^{xxviii}。

このような議論の積み重ねは、我が国独特のものであります。裏返すと、「自衛隊の存在」が憲法に明記されたとたん、自衛隊に対する憲法的統制のノウハウが吹き飛んでしまう危険があることを覚えておいて下さい。この点については、また、後ほどお話しします。

さて、論理的には70点と評価させていただいた47年見解ですが、自衛隊の運用の実態を見ると、60点を差し上げてよいのか、悩ましい状況になります。

それは、専守防衛の自衛隊の時代から、自衛隊には、「国民の権利（人権）を守る」というだけでは説明できないもう一つの顔があったからです。それが日米安保条約の下で、アメリカ軍を補佐するという役割で

す。

そして、軍事の世界には「同盟のジレンマ」という言葉があります。なるほど、軍事同盟には、同盟先の軍隊を味方にするというメリットがある。しかし、そのメリットを享受するためには、同盟先の戦争に巻き込まれるリスクも享受しなければならない。

私は1963年生まれで、大学に進学したのは1980年代前半。米ソ冷戦が最も緊迫していた時期です。この時期、極東ソ連軍、特にウラジオストックに拠点を置く核ミサイルを搭載した「戦略原潜」を日本海に封じ込めるための日米共同作戦が準備されていた^{xxix}。自衛隊の対潜水艦作戦能力が世界第一級なもの、陸上自衛隊が北海道に拠点を置いているのも、この時代の名残です。いつ、米ソの核戦争に巻き込まれるか—というヒリヒリするような緊張感が、今の私の原点の一つでもあります。

その感覚からすると、47年見解は現実に即したものであったのか？—という疑問がないわけではありません。

ただ、そうはいつでも、韓国などと違い、ベトナム戦争に自衛隊がかり出されなかったのは、9条があったからこそです。47年見解の枠組みが、その後の自衛隊の活動に縛りをかけてきたのも間違いのない事実です。その点を、過小評価してはいけません。

■ 安保法の自衛隊

○安保法制定の時代背景

1989年、世界史的な大事件が起きました。

それが、米ソ冷戦の終結です。

約30年前の事件ですから、今の若い人にはピンと来ないかもしれませんね。でも、個人的には、この時の開放感は忘れられません。これで、やっと平和な時代が来ると。ただ、それから約30年の歴史を見ると、どうも私の見方は楽観的に過ぎたようです。冷戦終結後も、戦争は世界のあちこちで続いている。

そして、冷戦終結は、「専守防衛の自衛隊」の枠組みを大きく揺るがしました。先ほど申し上げたように、専守防衛の自衛隊はアメリカ軍を補佐する役割も担っていました。そして、その仮想敵が極東ソ連軍であれば、自衛隊は日本列島を拠点に活動すればいい。国民の権利（人権）を守ることに、米軍を補佐するという役割は、表面的には両立できたわけです。

ところが、極東ソ連軍が消滅してしまえば、「日本列島から出ない自衛隊」ではアメリカを補佐できない。だから、海を越え、他国領土領海領空での武力行使をするように圧力がかかる。しかし、47年見解＝専守防衛の枠組みでは、それは無理なわけです。

最初に、その問題がシビアに問われたのは、1991年の湾岸戦争のときでした。

これについては、先ほど少し触れました。これは、隣国クウェートを侵略したイラクに対する、多国籍軍の戦争です。これに対して、国連安保理が武力行使容認決議を付与した。現在の「集団安全保障としての軍事的措置」の第1号の戦争ですね。

ちなみに、この時に生まれた人たちも、もう26歳になっているのですね！ このとき、「日本は金しか出さない」と揶揄されたのは、私達の世代には記憶に新しい^{xxx}。

しかし、47年見解の立場に立つ限り、たとえ「武力行使容認決議」があろうとも、日本に対する武力攻撃がない以上、武力行使は認められない。まして他国領土での武力行使など論外なわけです。

当時の海部俊樹内閣は、「国際連合平和協力量案」を提出して自衛隊による「平和協力業務」を行おうとしました。その法案自体は廃案になったのですが、このとき、有名な「他国の武力行使との一体化」論が登場します。

これは、とても際どい理屈ですが、自衛隊の他国領土での「協力」活動について、「『国連軍』の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該『国連軍』の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許される」という理屈です^{xxxi}。これが、47年見解＝専守防衛の枠組みから許されるかどうか、ギリギリ一杯のところですよ。

ただ、この理屈は、2003年のイラク戦争の時にも維持されていました。内閣法制局の方々も、この一線だけは守ろうと奮闘されたと聞いています。

ですから、当時、制定された「イラク特措法」（2003年）でも、「非戦闘地域」での活動しか許されず、イラクに派遣された陸上自衛隊は給水活動くらいしか行えませんでした。他方、航空自衛隊は、多国籍軍の武装兵員をバグダッド空港に空輸し続けていたのですが、名古屋高裁は、これは他国による武力行使と一体化した行動であるとして違憲判決を出しました（2008年4月17日）。

ここに至って、「国民の権利（人権）」の

保護＝専守防衛の枠組みと、「アメリカの補佐」が両立できないという矛盾が、抜き差しならぬ形で表面化します。

憲法改正を公約に掲げる**第一次安倍政権**が誕生したのも**2006年**。それから10年越しの議論が続いているわけです。

ご承知の通り、その後議論は一直線には進みませんで、途中、民主党政権なども誕生したわけですが、安倍総理は再び政権の座に舞い戻ります。そして、私達法律家から見ると「禁じ手」ともいべき「**解釈改憲**」という手法で「**安保法**」を成立させてしまいました^{xxxii}。では、この法律はどのような内容なのでしょう。

○安保法の概要

実は、私達が「安保法」と呼ぶ法律は、全部で11もの法律の変更・追加を一括法として制定したものです。ですから、その内容をていねいに説明すると、3時間かかります。ですから、今日は一番重要なポイントだけを説明しましょう。

まず、1つ目は、**日本が攻められていない、よその国が攻められているだけのときでも、よその国で戦争ができるようにされていること**です。これは「**集団的自衛権の行使**」と呼ばれています。でも、日本が攻められていない、**よその国だけが攻められている時には、「国民が殺され、傷つき、財産を奪われてゆく」ということはありません**。だからこそ、47年見解は、**集団的自衛権の行使は許されないと明示した**のです。

安保法の審議のさなか、国会の憲法調査会で3人の学者が全員「違憲」と発言したことが大変な反響を呼びました。そのなか

で、自民党が呼んだ**長谷部恭男教授**が指摘したのがこの点です。長谷部氏は、47年見解や、その延長線上の「**他国の武力行使との一体化論**」などを念頭におきつつ、今まで自衛隊を正当化してきた論理の延長では、この法律は正当化できない。それは解釈の限界を超えるーと指摘されたのですね。

これに対して、いやいや、**集団的自衛権は「存立危機事態」というすごく限定された場合にしか行使できないのだと政府は弁明**します。

では、存立危機事態とはどういう場合でしょうか。新しくできた法律では

「我が国と密接な関係にある**他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態**」

と定義されています。

しかし、47年見解の議論を念頭におくと、「**他国に対する武力攻撃**」で「**国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される**」ことはありえない。だから、「**明白な危険**」というボカシをつけている。それでも、**具体的にどういう場合が存立危機事態にあたるのか、明らかにできない**。法案審議の際、「**ホルムズ海峡が封鎖されたとき**」が存立危機事態にあたるのかどうか、自民党と公明党の説明が食い違ったのはそのせいです。最後には、安倍さん自身がホルムズの例を撤回してしまいましたが、そのような食い違いが残ること自体、法律としては欠陥品でしょう。

それどころか、総理は、当初、「**アメリカが先制攻撃をした場合**」が存立危機事態から排除されると明言しませんでした。その

後、しどろしどろ、「一般論」として国際法違反の戦争に協力することはないーと言いはじめましたが、**過去のアメリカの戦争に違法なものがあったと絶対に認めない**。これでは、話になりません。

しかも、「**存立危機事態**」と認定する**手続にも問題**があります。認定にあたっての政府の議論は非公開です。実質的な判断が行われるのは最近できた日本版NSC＝「国家安全保障会議」という密室の中です。判断の基礎となる情報も「特定秘密保護法」で「秘密」となる可能性が非常に高い。しかも、国会承認は事後でもよいとされている。結局、**存立危機事態にあたるかどうかの判断は、時の政権の「腹一つ」ということになりかねません**。

2つめは、**最前線で使う武器・弾薬・食料や兵隊の補給・輸送活動を「後方支援活動」とか「協力支援活動」などといって、「武力の行使にはあたらない」とされていること**です。そんなことを言っているのは日本だけです。これらの活動は「**兵站（へいたん）**」という立派な**軍事行動**です。だから、**国際法上の集団的自衛権の行使にあたる場合も出てくる**。

先ほどご紹介した**名古屋高裁判決で違憲とされたのも、まさにこの輸送活動**でしたよね。安保法では、この判決が違憲とした活動よりもさらに踏み込んだ活動ーたとえば最前線での弾薬の提供や武器の輸送ーも可能になるのです。

しかも、それが武力行使ではないからといって、「**存立危機事態**」よりも、ずっと緩やかな条件でできることになっている。朝鮮半島で戦争が起きれば、まず、間違いな

くこの活動が行われるでしょう。

しかし、「三国志」の時代から、戦争になれば兵站が真っ先に狙われるのです。現代の戦争でもそうです。だから、アフガニスタン戦争などでは、この兵站活動でたくさんの死人が出ている。それに自衛隊が参加することとなるのです。

憲法調査会では、**小林節教授**がこの点を指摘しました。この先生が「戦争に前から参加するか、後ろから参加するだけの差でありまして、言葉遊びは辞めて欲しい」とおっしゃったのは、この兵站活動を指してのことでした。

3つめは、「**武器の使用**」と「**武力の行使**」が**区別されるという詭弁**です。

PKOで新たに「**駆けつけ警護**」や「**安全確保業務**」といった任務が付与されるようになり、自衛隊員が危険な場面に遭遇して、発砲しなければならない場面が増えました。あるいは、先ほどの「**後方支援活動**」などでも、敵国から攻撃されたときには反撃せざるをえない場面があることを政府は認めました。

では、それをどう説明するのか。ここでも政府は世界に通用しない「**珍説**」を展開しています。それは、個々の自衛隊員の「**武器の使用**」と、国家権力の行使としての「**武力の行使**」は違うという理屈です。まるで「**殴ったのは俺ではなくて、俺の手だ**」と**いわんばかりの理屈**ですが、殺される側から見て、そんな理屈が通るはずがないんですけどね^{xxxiii}。

もし、この法律がイラク戦争のときにあったらどうなっていたか。あるいは、皆が

危惧しているように、これから朝鮮半島で戦乱が起きたら日本がどのような役割を果たすことになるのか？ 私達が想像する以上のことが要求される可能性が極めて高いというべきでしょう。

○ 7.1 閣議決定の論理

安保法の内容を踏まえると、安倍総理は、自衛隊発足以来堅持されてきた「専守防衛」の枠組みを初めて壊したことになります。

では、それをどうやって理屈づけるのか。

安保法の内容を、もはや47年見解の枠組みで説明できないことは、安倍総理自身が自覚していたはずで

とはいえ、安倍総理の私的諮問機関である安保法制懇が採用する「芦田修正論」については、さしもの安倍総理も、「政府としては採用しない」と言わざるを得ませんでした。裏返すと、安倍総理自身は、個人的には芦田修正論を支持しておられるのかもしれませんが、そこは推測の域を出ません。

それゆえ、安倍内閣は、芦田修正論によることなく集団的自衛権の行使を認めるため、安保法の制定に先立つ平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行いました（7.1 閣議決定）。

これは、ネットで検索すれば全文を読むことができます。それなりに長い文章ですが、私は、その核心は、この閣議決定の3(2)段落から3(3)段落にかけての部分だと思っています。

この閣議決定は、3(2)段落で、従前の政府見解が47年見解であったことを確認します。その上で、3(3)段落の冒頭で

「これまで政府は、この基本的な論理（※47年見解）の下、『武力の行使』が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、…中略… 我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。」

としたうえで、我が国が攻撃されず、他国に対する武力攻撃が発生した場合であっても武力が行使されうる場面がある（集団的自衛権行使が認められる）というのです。

この閣議決定の根本的な問題点は、憲法の条文を解釈するのではなく、47年見解の中に出てくる「我が国の存立」という言葉尻をとらえ、それを前面に押し出した解釈をしていることです。しかし、「孫引き」は間違いの元です。では、どこがおかしくなっているのか。

本来、47年見解は、「国民の人権」を基本とする考えです。なるほど、47年見解の中にも「我が国がみずからの存立を全う」という言葉が出てきますが、これは「国民の人権を守る」とことと同じ意味で使われており、本来、不要な言葉です^{xxxiv}。

ところが、7.1 閣議決定は、文字通り、「我が国の存立」を前面に押し出してきた。私が指摘した箇所より後の部分では「我が国の存立」と「国民の人権」を併記していますが、その場合も、「我が国の存立」が先に位置づけられています。つまり、47年見解と7.1 閣議決定を比べると、「我が国」と「国

民」の順序が逆転しているのですね。

それゆえ、7.1 閣議決定の論理では、47 年見解と異なり、「我が国の存立」という概念をベースに武力行使の正当性が判断されることとなります。それが何を意味するのでしょうか？

まず、国民の人権を背景に押しやることによって、自衛隊の任務を「専守防衛」の枠組みから開放することができるようになります。

ただ、それだけでは集団的自衛権の行使を積極的に裏付けることはできません。そこで、7.1 閣議決定は、47 年見解が必要も無く「わが国の存立」という言葉を使っていること、言葉尻を捉えて、集団的自衛権の概念を滑り込ませるという方法を取ります^{xxxv}。

先ほど、集団的自衛権の定義に関して、国際法上の有力な説が3つほどあるが、確たる定義は未だ定まっていないこと、日本政府の見解はそのうちの1つだけれども世界標準ではないと申しました。では、今、どのような定義が最も有力かというと、

「集団的自衛権は、他国が攻撃を受けた時に、その国の安全と独立が自国のそれにとって死活的 (vital) であると認められる場合に限り、自衛の行為をとることができる権利」

というもの^{xxxvi}。「我が国の存立を脅かす」ことと、「自国にとって死活的である」というのは同じ意味でしょう。

しかも、「存立危機」を重視すると、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」という要件がオ

マケのようについていても、アメリカの要請を断れないという問題も起きます。先ほどご紹介した「安保法制懇報告書」(22 頁)では、集団的自衛権を行使すべきかどうかを判断する指標の一つとして、「日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得る」場合が挙げられています。これを、上記の「存立危機事態」の定義にあてはめるとどうなるのでしょうか？ 先制攻撃の場合を含め、アメリカが日本に支援を要請してきたとき、これを断れば「日米同盟の信頼が著しく傷つ」いてしまう。そうすると、「抑止力が大きく損なわれ」て「我が国の存立」が脅かされ、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」が発生するという理屈が成り立ってしまうのです^{xxxvii}、^{xxxviii}。

ですから、個人的見解ではありますが、私は、米軍との共同作戦を念頭に置いた場合、現在の安保法でも、フルスペックの集団的自衛権が認められるのと同じ運用が可能なのではないかと思っております。

「国民の権利 (人権) を守る部隊」が「国を守る部隊」に変わるとはこういうことです。先ほどから述べてきた自衛隊の沿革からすると大変な変化です。私が、「安保法の自衛隊」は「自衛隊という名前の軍隊」だというのはそれゆえです。

ただ、先ほど申し上げたように、7.1 閣議決定は「孫引き」です。憲法の条文のどこから「わが国の存立」という概念が出てくるのか不明です。

国民の人権ないし安全の保護ならば、既に47 年見解で考慮されています。では、それ以上の「我が国」とは何なのか？ それ

は、国民の人権を越えた「お国のため」の論理ではないのか？ これこそ太田知事が問題としたことであり、この論理を排除することこそ戦後憲法の原点だったのではないのでしょうか^{xxxix}。

この様に考えると、7. 1 閣議決定と安保法に対し、憲法学者の大半が「それは解釈の範囲を超える」と反発したのは当然です。権力者を縛る憲法の運用のあり方としておかしい、立憲主義に反するという批判が起きるのも当然と言えましょう。

■ 自衛隊明記の持つ意味

さて、この安保法ですが、この法律を本格的に運用するについて、未だ、憲法が大きなブレーキとなっています。

実際、自衛隊員がこの法律で海外に派兵され、「殺し、殺される」場面に遭遇したとき、誰が責任を取るのか？ これは、例えば政府答弁で「武力の行使ではない」とされた兵站活動にかりだされる自衛隊員にとって極めて切実な問題です。生きるか死ぬかを「自己責任」で決めなければならないのですから。

安倍総理のみならず、安保法の強行採決に加わった人たちは心中おだやかでないでしょう。それゆえ、この問題に決着をつけるために、9条改正の議論が出てくるのです。

では、憲法に「自衛隊の存在」を明記するだけで、安保法の問題に決着がつくのか？ この点について、「何も変わらない」とか「自衛隊の存在を明記するだけで、そ

の任務には影響ない」とかいう説明がされていますが、これは大変なゴマカシだと思います^{xl}。

まず、単純な理屈として、これから国民投票がなされるとして、その時点で存在する「自衛隊」は「安保法の自衛隊」です。それを国民が承認したということになるでしょう。

また、従前、「自衛隊」と言う言葉が憲法にないがために、政府は国民の権利(13条、平和的生存権)にその存在根拠を求め、その任務と活動に対する憲法的制限を説明してきたのです(47年見解)。ですから、憲法に「自衛隊」と書き込んだ瞬間、今まで蓄積されてきた憲法的統制の体系が吹き飛んでしまう。

それだけではありません。憲法に「自衛」あるいは「わが国の防衛」という言葉が入ったとたん、国連憲章51条の規定を通じて、フルスペックの「集団的自衛権」も入り込んできてしまいます^{xli}。先ほど、「芦田修正論」について触れましたが、この説の特徴は、9条1項に国連憲章51条の「自衛権」を読み込んでしまうところにあります。あるいは、安保法案審議の際、議論をリードした高村自民党副総裁が、しきりに「砂川判決」に論及していたのも、最高裁が「個別的とか集団的とか区別をしないで」「固有の権利として自衛権を」認めている—と仰りたいがためでした^{xlii}。「自衛隊明記論」というのは、言い方を変えれば、芦田修正論(ないしその亜流としての高村氏流砂川判決論)を明文化するのと同じことなのです。

では、自衛隊の存在を憲法に明記するの

と同時に、その活動に対する制限が規定されるのでしょうか？

冒頭で、自衛隊明記論に対する3つめの考えの方々、つまり「自衛隊の活動を憲法的に統制（グリップ）するためには、その存在を憲法に明記した方がよい」という方々がカギを握ると申しましたが、その方々に考えていただきたいのは、まさにこの点です。

冒頭でご紹介したように「自衛隊」という言葉自体は縛りになりません。そういう視点で今回明らかにされた「有力案」を見てみますと、昨年の「たたき台」で申し訳のようにあった「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」という言葉すらありません^{xliii}。

他方、この有力案では、いわゆる「文民統制」（シビリアンコントロール）についての規定があります。軍部が独走した戦前の歴史や、最近の日報問題などを見ますと、なるほど、シビリアンコントロールは大事です。しかし、その文民の判断を縛るのが憲法の役割です。その視点で今回の案を見ると、憲法的な統制に関する文言はありません。

とはいえ、9条は、2項を含め、そのまま残る。それをどう考えるか？ この点、今回の案は露骨です。曰く、「前条の規定（※9条1項、2項）は・・・自衛の措置をとることを妨げ」ないとされているのですから。

これでは、9条など無いのと一緒にです。もちろん、今後表現は変わるかも知れませんが、その意図は変わらないでしょう^{xliiv}。

昔から、「芦田修正論」の方々、9条2項は、（国連憲章に反する）侵略戦争を行う軍隊を持つことができないことを定めた規定にすぎないと説明してきたことを忘れてはいけません。

要するに。今回の自衛隊明記案では、冒頭でご紹介させていただいたように、自衛隊の活動・任務が政府と国会に白紙委任されてしまう。それでいいのだろうか？

これが、本日、皆様に知っておいていただきたいことの核心ということになります。

■ 終わりに

本日は、法律家としての立場から、皆さんに知っていただきたいことをお話させていただきました。

ただ、知人に聞くと、憲法の話をしよとすると「北朝鮮のミサイルはどうするんだ？」などと言返されて議論にすらならないとも聞きます。

そこで、あえて私見を述べさせていただくと、まず私達が自覚しなければならないことは、洋の東西を問わず、時代を問わず、安全保障の問題については、必要な情報が国民に提供されないということです^{xlv}。

ならば、私達としては、必要な情報の公開を粘り強く求め続けるとともに、限られた情報の中で、合理的な推論を働かせるしかない。その中で生まれる素朴な疑問、例えば北朝鮮問題についてならば

・ 日米同盟の抑止力と言うが、日米同盟があり在日米軍があるから、北朝鮮のミサイルが日本を標的にする可能性が出てくる

のではないか（同盟のジレンマ）。

- ・ 日本に向かう弾道ミサイルであれば個別的自衛権、47年見解の枠組みで対処できるのではないか。

- ・ 北朝鮮が日本を標的にするのであれば、旧式のミサイルで十分。これが一斉に発射されたとき、迎撃することは技術的に不可能ではないか。

- ・ 莫大な核兵器と圧倒的戦力を有するアメリカですら、北朝鮮の行動を止められないのだとすれば、一体どれだけの軍拡をすれば「安心」が得られるというのか（抑止力のジレンマ）^{xlvi}。

- ・ アメリカに向かうミサイルは高度1000キロ近い軌道を超高速で飛ぶ。これを迎撃する技術がないのに、それができるとを前提とした議論をすることに意味があるのか。また、将来、それを開発・取得するにはどれだけの時間を要し、かつ経済的負担が必要なのか。

- ・ 北朝鮮が核ミサイル開発を断念しなかったとしても、国連安保理で中国・ロシアが反対するため、武力行使容認決議は得られない。では、アメリカが先制攻撃をすることは国際法上許されるのか。イラク戦争の二の舞にならないか？^{xlvii}

- ・ 1994年の第一次北朝鮮核危機の時ですら、アメリカが先制攻撃をすれば全面戦争となり^{xlviii}、100万人を超える犠牲者が出て、大量の難民が日本にも押し寄せると予想されていた。また、アメリカから日本に対し、成田をはじめ民間空港の使用や自衛隊の後方支援など1059もの項目が要求された^{xlix}。アメリカが先制攻撃をし、これを日本が補佐するというシナリオは、私達の生活にどのような影響を及ぼすのか？

- ・ 北朝鮮が、報復により破滅的ダメージを受けることを覚悟で、アメリカに対して先制攻撃をする可能性があるのか？

- ・ アメリカにとっても北朝鮮にとっても「戦争」が選択肢たりえないのであれば¹、日本が9条を変えても、大勢に影響はないのではないか^{li}。

もちろん、これは素人の疑問に過ぎません。ただ、北朝鮮問題を理由に憲法を変えるのなら、本来、こういった問題についても、しっかり議論をしなければならいはず^{lii}。ところが、知人に聞くと、こういうことを街頭で訴えると、「おまえは北朝鮮のスパイか？」という罵声を浴びせられることがあるという。

おそらく、これが、戦争の本当の怖さです。市民社会を「理性」ではなく恐怖や憎悪という「感情」が支配する。議論なきままイメージだけで突き進む。憲法が破壊される…。「憲法栄えて国滅ぶ」という言葉がありますが、「軍隊栄えて国が滅んだ」歴史も忘れてはいけません。

そして、法律家として、最後に皆さんに知っておいていただきたいのは、2010年（平成22年）に施行された「憲法改正国民投票法」の中身です。

憲法改正の発議がされてから、国民投票が実施されるまで、最短で60日、最長でも180日しかありません。これで十分な議論ができるのでしょうか？

しかも、最低得票率の規定がありません。大量の棄権や白票が出て投票は成立します。「もっと丁寧に説明してくれ」という権利は、国民にないのです。

だとすれば、今からしっかりした議論をしてゆかなければなりません。本日のお話
がそのお役に立てるのであれば、幸いです。

ご静聴、ありがとうございました。

//////////質疑応答//////////

Q：本日は「専守防衛の自衛隊」を軸に話
をしておられました。これが違憲だと言
い続けてきた人もいます。この人達から学
ぶことはないのでしょうか。

A：あると思います。ただ、この点は、私
の中でも紆余曲折ございました。私は1963
年生まれで、物心ついたころから自衛隊が
ありました。ですから、最近まで、「非武装」
をおっしゃる方の理屈はわかるけれども、
ずいぶんと非現実的なことをおっしゃっ
ておられているなあーと考えていたのは事実
です。

ただ、最近はやや考えを改めました。ま
さに、今の自衛隊明記の動きについて勉強
する過程で、認識が変わってきたともいえ
ましょう。

先ほど、47年見解について、個人的には
70点だと申しました。100点との差の30点
は何かというと、9条、特に9条2項が持
っていたスピリッツ（精神）が失われている
からです。

かつての吉田首相答弁に象徴されるよう
に、もともと、9条2項には「戦争するく
らいなら、やられたほうがマシ」という「丸
腰の覚悟」が背景にあったはず。とこ

ろが、制限された個別的自衛権の範囲でも
「武力による平和」という論理を取り入れ
てしまうことによって、このスピリッツが
失われてしまった。そうすると、国民自身
の中に、自分たちの「安全・安心」は「武
力」によって確保されるものだという発想
が定着してしまう。

そして、時に、この発想が落とし穴にな
るわけです。生命保険を例にして説明しま
すと、「絶対の安全」を確保しようとする
と、保険料がとてつもなく高くなり「保険貧
乏」に陥るといふ本末転倒の事態に陥りま
す。それと一緒に、安全保障の問題でも、バ
ランスの取れた議論をするには、「絶対の安全
など無い」という割り切りがどこかで必要
になります。それができないと、「北朝鮮の
ミサイルはどうするんだ!？」という宣伝
に、思考停止してしまう。そして、結果的
には、もっと危険なところに踏み込んでし
まう。

その意味で、「専守防衛の自衛隊であつて
も違憲だ」と言い続けてきた人達のスピリ
ッツは大事だと改めて思う次第です。

ただし、僭越であることを承知で、あえ
てそのような考えで頑張っておられた方々
に苦言を呈するならば、専守防衛の自衛隊
でも違憲だという方々の多くが、47年見
解のことを知らない。これではダメだと思
います。「専守防衛の自衛隊でも違憲なの
だから、安保法が違憲なのは当たり前だ」と
いう議論では、専守防衛の自衛隊を支持す
る多くの国民の人達と共同できません。こ
れは、自衛隊明記が問われるこれからの時
期、運動を広げるにあたってマイナスにな
るのではないかと危惧しています。つまり、
「支持」はしなくても「相手が何を言っ

いるのかを理解はする」という柔軟な姿勢が必要ではないかと思うのです。

Q：私は、47年見解を憲法に書き込むことによって、際限の無い任務の拡大を防ぐべきではないかと思います。そのようなことは可能でしょうか。

A：いろいろ議論はありますが、私は、おっしゃるような考え、いわゆる「護憲的改憲論」は、将来の選択肢の一つとしてありうるのではないかと考えています。

法技術的には、先ほど紹介させていただいた阪田雅裕氏の論文では、専守防衛の自衛隊を明記しようとするれば、9条に3項をもうけ、例えば

「前二項の規定は、国が外国からの武力攻撃を受けたときに、これを排除するための実力の行使を妨げるものではなく、そのために必要な最小限度の実力組織を前項の戦力と解してはならない。」

と書いてはどうか—という提案しておられます。

ただ、そのようなお考えの方には、2つのことを指摘させていただきたいと思います。

1つは、書き加えるのは9条3項だけでよいのか？—という問題です。石川健治教授は、広島弁護士会主催の学習会（平成29年7月22日）で、刑事手続に関する規定（憲法31～40条）が憲法の1割も占めているのは比較憲法的に見て特異であることを指摘しておられました。これは、治安維持法に象徴されるように、戦前、いかに刑事手続が蹂躪されていたかを考えると、新しい刑

事手続の内容を国会に任せるわけにはいかない。憲法事項としてがっちり固めておく必要があったからです。だとすれば、軍国主義の痛切な失敗の経験を有するわが国において軍事的組織である自衛隊を明記とするなら、それが他の規定（特に人権）に与える影響を慎重に分析し、かつその活動を立憲的に統制するため、相当に念入りの規定が必要なのではないか。ちなみに、ドイツでは、再軍備にあたり執拗なまでの憲法的統制が加えられています。

2つめは、違憲の安保法を廃止するまでは、おっしゃるような議論をしても「絵に描いた餅」だということです。日本の法制度では、たとえ違憲の法律でも、国会で廃止されるか最高裁で違憲の判断を受けるまでは有効に機能します。まず、これを何とかしなければいけない。それ自体、大事業です。その後、9条をそのままとするのか、9条3項を設けるのか、議論すればよいのではないかと考えております。

Q：しつこいようですが、宮尾さんは、しっかりした縛りをつければ自衛隊を明記してよいという考えなのですか？

A：個人的には、必ずしもそうではありません。ただ、なによりも私が言いたいのは、抽象的に、自衛隊を憲法に明記すべきかどうかで「内輪もめ」をしている場合ではない、ということです。

憲法的統制を重視する人達とて、いや、統制を重視する人達だからこそ、「白紙委任」は認めないはずです。だから、「安倍内閣の自衛隊明記案」についても、こんな中身の

ない、ある意味国民を騙すような案ではダメだという一点で一致できるし、すべきではないか、というのが私の申し上げたいことの核心なのです。

Q：今日の話では、日米安保についての評価が明確ではないと思います。この点について、どう考えていますか？

A：自衛隊同様、日米安保の問題についても、弁護士会は、基本、中立を保って参りました。

実際、安保条約の評価は簡単ではありません。私個人は、有り体にいえば、日米安保条約とは、戦後のアメリカ占領の継続としての側面が強いと考えております。そして、その視点を持たないと、沖縄の基地問題などは理解できないと考えております。さらに、先ほど申し上げた1970～1980年代の極東ソ連軍相手の作戦計画などを振り返りますと「安保があったから日本は平和だった」という議論には必ずしも賛成できません。

しかしながら、アメリカが日本を単独統治したからこそ、ドイツや朝鮮半島のような分断統治を免れたという側面はあったと思いますし、日本の高度成長もアメリカとの強いつながり、特に米国市場を意識的に開放してきたアメリカの対日政策と無関係では無いと思っております。

とはいえ、一番大事なことは、現時点において「安保条約の存在を支持するかどうか」を踏み絵にしてはならないということです。たとえば、安保法反対運動のとき、柳澤恭二氏という元自衛隊幹部の方のお話

を聞く機会がありましたが、同氏は、日米安保条約を破棄せよとはおっしゃいません。ただ、「米国追従一辺倒ではだめだ。思考停止はダメだ。バランス感覚を持て。」とおっしゃる。そういう考えの方々との間に「壁」を作る必要はありません。安保条約を破棄するかどうかについての見解の相違はとりあえず棚に上げて、目の前にある安保法、自衛隊明記の問題に取り組む。それをきちんとやりとげてから、それぞれの考えるところに従って行動する—ということではないかと思うのです。

Q：日本も海外でちゃんとした活動をしなれば、尖閣をめぐる有事などのときにアメリカが守ってくれるのか、不安です。日米安保条約を機能させるためには、自衛隊も海外で武力行使ができるようにする必要がありますのではないかでしょうか。

A：そうは思いません。

仮に日米安保条約を存続させるとした場合、なるほど、条約とはギブアンドテイクの関係ですから、おっしゃるような問題意識をもたれることもありうるでしょう。

しかし、先ほど、私は、日米安保条約とは、戦後のアメリカ占領の継続としての側面が強いと申しました。**要は、アメリカにとって、日本列島に基地を置くことが大事なのです。そのことによって、地球の裏側まで軍事活動をするのが可能になっている。世界にこれほど気前よく基地の用地を提供している国が、他にありませんか。しかも、日本列島自体が戦場となるリスクを抱えるにもかかわらず、です。**

そういう意味では、日本がアメリカにギブするのは、基地の提供です。それに大変な犠牲をはらっていることを忘れてもらっては困る。あたかもそれが当たり前のようになって、「血の同盟」とか言う人が居ますが、それでは沖縄に負担が集中していることの意味すら見失われてしまうのではないかと危惧しております。

ちなみに、尖閣諸島の問題については、詳しく説明する紙数がありません。ただ、松井芳郎「尖閣諸島について考える」(法律時報 85 巻第 1~4 号)が非常に参考になりますので、時間があればお目通しいただければと思います。簡単に言えば、「領土問題」が存在すると認めれば良いのです。それすらないと双方がいうから話がこじれるのです。なにも、尖閣が中国のものだという必要はありません。絶海の無人島の領有権をめぐり、抜き差しならぬナショナリズムの対立を招いているのは、正直、政治の失敗だと私は考えております。

Q：私は、安保法のことを「戦争法」と呼ぶべきだと思っています。それを合憲にする改憲ならば「戦争をするための改憲」と言えばいいだけのことではないでしょうか。

A：ご指摘の点は、半分正しく、半分はそうでないと思います。

まず、私自身は、ご質問された方と同じ考えです。ですから、無条件に「はいそうです」とお答えしたい。

しかし、筋金入りの改憲派の方々と議論していると、話がかみ合わない。なぜか？彼らは言います。「私たちとて戦争はだめだ

と思っている。平和は大事だ。だからこそ、軍備の拡大と軍事同盟の充実が必要なのだ」と。つまり、抑止力論ですね。この問題をクリアしないと議論がかみあわない。

この点については、ネットで「抑止力のジレンマ」あるいは「安全保障のジレンマ」という言葉を検索していただければと思います。

安全保障の問題は、相手(敵国)のある話です。自国の安全強化が敵国の不安を招き、敵国もその不安から更に安全を強化する。それを考えると、自国の軍事力をもっと強化しなければならない…際限なき悪循環が起き、より双方の関係が悪化し、安全が損なわれてゆく。

これは核兵器が登場した後も一緒です。核抑止力とか、核の傘とかいっても、ここまで軍備を増強すれば安心という「一線」は存在しません。実際、アメリカは北朝鮮を何回でも焦土とするだけの核兵器を持っているのに、なぜ、30年以上も「型遅れ」の北朝鮮のミサイルに大騒ぎするのでしょうか？

私は、平和のための軍拡、平和のための軍事同盟という論理には納得できない。ただ、裏返すと、そこまで議論しないと、「戦争をするための改憲」というだけでは、改憲の論理と向き合うことはできないということは注意しておいた方がよいと思います。

Q：「議論が大事」と指摘されましたが、その議論がなかなか難しい。どのようにすればいいのでしょうか？

A：先ほど偉そうなことを申し上げました

が、その壁には、私も突き当たっております。知人の「議論しようとしても、お前は北朝鮮のスパイか？」と言われるんだ」との相談に、「それが戦争の本当の怖さだ」と答えても、解決にはならないわけです。まるでツルツルしたガラス板を爪でひっかこうとするときのような無力感が全くないかと言えば嘘になります。

ただ、そうはいうものの、個人的に心がけていることはあります。それは、**反対意見に耳を傾け、支持はしなくとも理解する**ということです。ただいまご質問をいただいたのは弁護士さんですが、それであればおわかりのように、どんな事件でも、相手がどういう考えでいるか、なぜそのように考えるのか—まで考えないと、裁判には勝てないし、いい和解もできませんよね。それと一緒に、例えば、9条を変えよとおっしゃる人達がどのように理屈立てをしているのか。なぜそのように考えるのか。それを知るために、あえて自分の考えと真逆の事が書かれている雑誌やネット記事などを積極的に読むわけです。そうすると、意外や、自分の考えとの共通点も多かったりする。では、どこが自分の考えとの分岐点になっているのか。その人達にどう話をすればいいのか？そこに、普段から考えをめぐらせておくわけです。

弁護士の仕事でのエピソードですが、昔、債権者申立の破産事件で、右翼の大物の方の破産管財人になったことがあります。その方の財産を調べるために事務所をお伺いしたとき、「先生はアカなんか？」と「先制口撃」を受けました。ソファの後ろには日本刀…。でも、その日のうちに、彼とすっかり打ち解けました。なぜか？ アメリカ

の戦後統治の悪口で話が盛り上がったのです（笑）。「自主憲法制定」をおっしゃる方とですら、共通の言葉がある。これは、大きな自信になりました。

さて、そのような視点からいたしますと、例えば「9条を守れ」という運動をされている方々は、「仲間内」の情報だけを集め、仲間内だけで議論をしておられることが多い。でも、それではダメだと思うのです。違う考えの方々と「対立」するのではなく、「一致」点を模索してゆく。その力量をつけなければ、議論を通じて運動のウイングを広げることにはできないと思います。

Q：私は、改憲には反対の立場です。ただ、今日のお話の中で、自衛隊が明記されたらフルスペックの集団的自衛権が認められるというところが気になりました。安倍総理がそんなことを言っていないのに、こちらからそんなことを言っは、万一国民投票で可決されたときに、自分の首を絞めることにならないでしょうか。

A：ありがとうございます。今のご質問に対しては、2つの点を指摘させていただきたいと思います。

1つは、安倍総理がなんとおっしゃると、最後に物を言うのは条文だということです。芦田修正論の方々や、自民党の高村副総裁など、「自衛」という言葉に「集団的自衛権」を読み込もうとしてきた人達が今までもたくさんいたことを忘れてはいけません。将来の政権が解釈を変更する危険を忘れてはいけないと思います。

2つめは、万一、自衛隊明記案が通った

としても、「抵抗の論理」が全くないわけではないということです。先ほど、今回の案は、ある意味「芦田修正論を明文化するのと一緒に」と申しました。そして、調べてみますと、芦田修正論者の中にも、認められるべき自衛権は制限された個別的自衛権に限定される、という人もいます。なぜかという、**国際法の議論と憲法の議論は、やはり、次元が違う**からなのですね。憲法上の自衛概念が、自動的に国連憲章51条と同じになるという論理には、飛躍がある。これが、「万一」の時の抵抗の論理になるはずです。

とはいえ、同じ言葉なのに、どうして意味が違うのか？ これを説明するのに難儀するのは目に見えていますから、決して安倍流自衛隊明記論を軽視してはならないし、それが無色透明・人畜無害の案ではないということは、ご理解ください。

Q：自衛隊を明記しても、国連憲章に違反する侵略戦争ができないのであれば、それで十分ではないでしょうか。

A：残念ながら、それは違います。

国連憲章は、侵略戦争を防止するという点では、完璧な条約ではありません。それを象徴するのが、五大国の「拒否権」と「集団的自衛権」です。その不完全さ（ゆるさ）ゆえに、米ソが国連を脱退せずに来たという側面もあるので、歴史的評価は難しいのですが…。

ただ、**日本が二度と侵略戦争に加担しない、戦争で身を滅ぼさない**というのであれば、**国連憲章に過度に期待するのは禁物**です。特に、拒否権を持ち、先制的自衛権を標榜するアメリカと行動をともにするときは、**そうです**。

日本政府は、あの「イラク戦争」についてすら、違法であったと言いません。それどころか、まともに検討すらしていません。アメリカ自身—違法であったとは認めないもの—事実上「失敗」だったと認めているにもかかわらずです。そのことを念頭にご判断いただきたいと思います。

i ちなみに、自衛隊という概念を相対化すべきなのと同様、「軍隊」という概念も相対化して考える必要がある。しばしば「自衛隊は軍隊か？」という議論が混乱するのは、この点を見落としているからである。

「戦争ノ抛棄ニ関スル条約」が「戦争」を禁止したのに対し、国連憲章は「武力による威嚇又は武力の行使」 threat or use of force を原則禁止した。これは、「宣戦布告のない事変は『戦争』ではない」などという詭弁を許さないためである。つまり、国連憲章により「戦争」という概念は解体され、use of force = 「武力の行使」に相対化された。同時に、その手段も「軍隊」から「武力」forceに相対化された（従って、たとえ「警察予備隊」の名称を持つ組織の行為であっても、その実態が use of force であれば、原則違法となる）。

すなわち、国連憲章の関係では、「自衛隊は軍隊か？」という問いは無意味であり、「自衛隊は武力か？」という点こそ本質的問題である。そして、その問いは、英訳すれば、Self - Defense Forces は force か？という珍妙なものとなる（Forces が force なのは当たり前である）。

これは、「自衛隊は軍隊か？」という議論は、いかなる「武力」を「軍隊」と呼ぶかという言葉だけの問題であり、論者の定義によって変わらうことを意味する。たとえば、後述の47年見解に基づく「専守防衛の自衛隊」を念頭に置いた場合、①いかなる「武力」force も全て「軍隊」と呼ぶのであれば、なるほど、専守防衛の自衛隊も軍隊である。他方、②国民の権利（基本的人権）を守るための最低限の武力行使のみを任務とする組織を「自衛隊」と呼び「軍隊」と区別するならば、専守防衛の自衛隊は軍隊ではない。ただ、それだけのことである。

従前の政府解釈は②の論法を使い、「軍隊ではない自衛隊」という言葉を定着させた。しかし、憲法の複数の条文を組み合わせて解釈することはしばしばある。47年見解と①の意味での「軍隊」の定義を用い、9条2項にもかかわらず、「13条と平和的生存権によって正当化されうる武力行使だけを任務とする軍隊は違憲ではない」という表現（一専守防衛の自衛軍！）をすることも（政治的にはともかく）理論的には可能だったはずである（むしろその方が明快だったとすら言える。そうすれば、自衛隊明記の議論の中で云われている「自衛隊の存在と任務を区別できる」などというトリックは生まれず、「憲法上許される武力の行使はどこまでか」というシンプルな問題が本質であることが明確になったであろう）。

ただ、本稿では、議論の混乱を避けるため、従前の政府解釈の例に従い、②の意味で「軍隊」と「自衛隊」の用語を用いることとする。

ii 「自衛軍」と「国防軍」 いずれも、自民党が公にした憲法改正案の表現である。2005年に公表された「新憲法草案」では「侵略から我が国を防衛し、国家の平和及び独立並びに国民の安全を確保するため、自衛軍を保持する」と規定されていた。これが2012年に公表された日本国憲法改正草案では「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」とされている。両者に実質的な差は無いと思われるが、軍隊は何を守るものか？—という視点から見ると、「自衛軍」から「国防軍」への変化は興味深い。

iii 前述のように、自衛隊、軍隊の概念は本来相対的なものである。だから、「自衛隊という名前の軍隊」との表現は、混乱を招くかも知れない。正確を期すならば、「安保法の自衛隊」は、47年見解で「軍隊」と定義されていたものとなっている—ということになる。あるいは、憲法の解釈ではもはや正当化しえない「武力の行使」を任務とする組織になっているということもできよう。

iv 戦争の放棄に関する条約

第一條

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條

締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

v 例えば、宣戦布告がない「事変」は「戦争」ではないから、この条約には違反しないという詭弁を許す。それゆえ、国連憲章では、「戦争」ではなく「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止している。

vi 国際連合憲章が調印されたのは、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945年6月26日であり、広島・長崎への原爆投下、日本降伏の前である。

vii 阪田雅裕著「政府の憲法解釈」 51~52 頁

viii 集団的自衛権をめぐる諸問題については、国会図書館発行の雑誌「レファレンス」2009年1月号掲載の「集団的自衛権の法的性質とその発達」（松葉真美）が詳しい。この論文はネットで検索できる。
http://www.ndl.go.jp/ip/diet/publication/refer/200901_696/069604.pdf#search=%27%E9%9B%86%E5%9B%A3%E7%9A%84%E8%87%AA%E8%A1%9B%E6%A8%A9+%E5%AE%9A%E7%BE%A9%27

同論文は、集団的自衛権の法的性質に関する見解は、(1)他国の権利を防衛とする正当防衛論、(2)個別的自衛権の共同行使とする自己防衛論、(3)攻撃を受けた他国の安全と独立が自国にとって死活的に重要な場合に防衛行為をとることができるとする議論の3つに分けられ、現在の国際法上の通説は(3)であるといえるが、攻撃を受けた国と集団的自衛権を行使する国の関係が具体的に明らかではなく、軍事介入を幅広く認める結果となる恐れがあるとする（同書 88~91 頁）。

ちなみに、日本の政府見解は(1)に近い。

他方、7.1 閣議決定及び安保法の「存立危機事態」なる概念は、(3)に類似することに注意されたい。つまり、「存立危機事態」とは、フルスペックの集団的自衛権の別な呼び方なのである。この点については、「国際法・憲法と集団的自衛権」（松井芳郎・森英樹著。清風堂書店）24~25 頁参照。

ix 朝鮮戦争時の「国連軍」は、実質的にはアメリカ中心の多国籍軍であった。

x 9条1項の重要性。自民党たたき台が9条2項ではなく、9条の2という形にして、9条2項のみならず、9条1項をも死文化させようとしているのは、それゆえであると考えられる。また、後述の名古屋高裁違憲判決も、航空自衛隊の行為を、9条1項違反を理由に違憲としている。

xi 「自衛権」概念をめぐる混乱

～国連憲章 51 条、専守防衛、武力無き自衛権論、そして芦田修正論

9条及び自衛隊をめぐる議論が錯綜する理由の一つは、学説の多くが9条のみの枠の中で議論を展開するのに対し、政府は、後述の47年見解以降、9条と13条・平和的生存権の「合わせ技」で議論を展開しているところにある。多くの憲法の基本書は47年見解に触れておらず（例えば樋口陽一「憲法」第三版・143頁など）、それが、国民の自衛隊ないし自衛権に関する理解をすこぶる困難にしている。

さらに、我が国において、「自衛権」という言葉が多義的に使われていることも理解を必要以上に困難にしている。

まず、政府の47年見解も「自衛の措置」という言葉を用いているが、同見解が導く「専守防衛」の枠組みは、国連憲章51条の自衛権（集団的自衛権を含む）はもちろん、同憲章上の「個別的自衛権」よりも狭いことに注意しなければならない（アメリカのアフガニスタン戦争は、9.11テロに対する報復＝個別的自衛権の行使として遂行された）。

また、学者の9条をめぐる議論の中でも、自衛権の意味は統一されておらず、いささか混乱している。

9条1項の解釈が分かれるのは、まず、「国際紛争を解決する手段としては…これを放棄する」といういささか意味不明な言葉をめぐってである。この言葉の語源は、上記の戦争放棄に関する条約（パリ不戦条約）の「締約国ハ国際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ」との文言にあるようである（上掲樋口・139頁参照）。そして、同条約は、自衛戦争を禁止していなかったというのが一般的な理解であるから、9条1項は侵略戦争を放棄（禁止）しただけであり、自衛戦争は放棄していないという見解（いわゆる「限定放棄説」）が有力（むしろ通説？）である。この見解では、自衛戦争を正当化する「自衛権」の存在が前提とされている。

ただ、注意すべきは、限定放棄説論者の多くが、9条2項により、戦力が全面的に放棄されていると論じていることである（上掲樋口・140頁）。となると、この説は、「戦力＝武力（force）無き自衛権行使」を想定していることになる。それがいかなるものであるかは、筆者には不明である。警察力の行使や市民の抵抗などを想定しているのであろうか？ ただ、注意すべきは、「戦力＝武力（force）無き自衛権行使」は、「武力の行使 use of force の例外」として規定された「国連憲章51条の自衛権」の行使（それは当然に use of force である）とは法的に次元が異なる概念だということである。

また、9条1項につき、「自衛戦争」に限らず、およそあらゆる戦争・武力による威嚇・武力の行使を放棄（禁止）したとする説（いわゆる「全面放棄説」）をとる論者も、その大部分は「自衛権」を肯定する。しかし、その内容は、「外交努力その他の平和的方法」だという（上掲樋口・141頁）。これが、国連憲章51条にいう自衛権と全く異なるものであることは明白である。

これに対し、限定放棄説の中でも、9条1項が認める自衛権の内容が国連憲章51条の自衛権と同一であ

るとし、9条2項の「前項の目的を達するため」という文言における「目的」が、9条1項全体ではなく、「国際紛争を解決する手段としては…これを放棄する」という部分についてだけかかる（9条2項は国連憲章に違反する侵略戦争をする戦力のみを保持しないと規定した）と考えるのが、いわゆる「芦田修正論」である。この説は、従前は少数説であり続けたが、今回、安倍内閣、自民党から提示されている「自衛隊明記論」は、論理構造的には、芦田修正論に極めて近い。また、9条よりも国連憲章51条の方が先に制定されていることに鑑みれば、単に「自衛権」と言った場合、憲章の定義に従うべきという考えには説得力がある。その意味で、従前の9条解釈をめぐる議論における「自衛権」という言葉の使い方には再考の余地があるのではないだろうか？

いずれにせよ、「自衛権」をめぐる議論をするときには、これらのズレ、違いを十分に意識しなければ議論が激しく混乱することに留意すべきである。

xii 9条2項に規定された「交戦権」なる概念は、国際法上存在しないわが国独自の概念である。それゆえ、その言葉の意味も一義的には定まらず、「専守防衛の自衛隊も違憲」「専守防衛の自衛隊は合憲」「集団的自衛権の行使も合憲」のそれぞれの立場によって異なることとなる。

xiii もちろん、吉田首相の真意は別なところにもあった。そこは専門家の議論にゆだねざるを得ないが、個人的には、「9条のあるなしにかかわらず相当長期間の武装解除は避けられない」というリアルな現状認識の下、軍国主義復活を危惧する国際世論の下、象徴とは言え「天皇制」を維持するためには戦力不保持まで踏み込まざるをえなかったことが、背景にあると考える。また、再軍備は疲弊しきった日本経済の復興を妨げるという判断もあったであろう。そしてまた、遠からず、9条を改正することも想定していたかもしれない。

xiv 原爆投下と憲法 国連憲章が調印されたのは、1945年6月26日。広島・長崎への原爆投下の前である。その後制定された9条に原爆投下の影響があったと指摘する者も多い。昭和21年8月27日の貴族院本会議における幣原喜重郎国務大臣の以下の発言は、その指摘を裏付けるものである（※かなづかいは現代語に改めている）。

「今少しく思慮のある者は、近代科学の駁々たる進歩の勢いに目を著けて、破壊的武器の発明、発見が、この勢いをもって進むならば、次回の世界戦争は一挙にして人類を木っ端微塵に粉砕するに至ることを予想せざるを得ないであろう。」

「今後さらに大戦争の勃発するようなことがあっても過去と同様人類は生き残ることができそうなものであると言うがごとき、虫の良いことを考えている、これこそ全く夢のような理想に子供らしい信頼を置くものでなくて何であろうか」

「文明と戦争とは結局両立しえないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになるであります。」

上記の答弁をするにあたり、幣原が核兵器を念頭に置いていることは明らかである。

xv 歴史的に見れば、1935年の天皇機関説事件を契機に、国体明徴運動の名の下、軍部が国家を乗っ取ったと評価されることが多い。

xvi 天皇の戦争責任の問題は微妙である。だが、天皇の戦犯訴追を避けるために、「戦争は軍部が独走して起きた」というストーリーが必要だったし、ある程度、それは真実であったともいえる。

xvii 日中戦争で、日本は多数の戦死者を出している。統計にもよるが、中国では日本側にもおおむね40万人前後の戦死者が出ている。この数字はフィリピンにおける戦死者に次いで多い。

xviii この点は、個人と国家の関係をどのように考えるかという「憲法の根本問題」と深く関連する。「個人の自由」を価値の源泉と考える個人主義（憲法13条）からは、国家とは、個人の集合体（一種の協同組合）であるとイメージされる（社会契約論）。これに対し、「国家」を価値の源泉と考える立場（国家主義）においては、国家は一つの生命体のような存在とイメージされ（国家＝民族共同体と考える考えがその一典型）、個々の国民にはいわば細胞としての価値しか認めない。軍隊が何を守るべきものは、この2つの立場によって答えが変わる。個人主義（社会契約論）の立場に立てば、構成員（個人＝国民）の安全が第一であり、協同組合（国家）を守ることを自己目的化することには消極的になる。他方、国家主義の立場では、たとえ多くの細胞が犠牲になろうとも、その国家の核心（＝国体）さえ維持されればよいということになる。本文で紹介した戦争末期の思想は、国家主義的発想の典型である。これに対し、立憲主義的憲

法は、個人主義の立場を取る。従って、“force”（「軍隊」ないし自衛隊を含む「武力」）を保有する場合には、常に、「それが何を守るものか？」という問題と向き合わねばならない。

xix 安保法制懇報告書

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf#search=%27%E5%AE%89%E4%BF%9D%E6%B3%95%E5%88%B6%E6%87%87+%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%27>

17～19頁が芦田修正に関する記述である。

xx 阪田雅裕著「政府の憲法解釈」（有斐閣） 9-10頁

xxi 上掲阪田 10頁

xxii 沖縄返還と47年見解との関係については、「国際法・憲法と集団的自衛権」（松井芳郎・森英樹著。清風堂書店）50～51頁参照。

ただ、47年見解は、長らく政府の公式見解であったにもかかわらず、その知名度は低かった。その理由の1つには、47年見解が公にされるかなり前から、政府・内閣法制局の内部で47年見解同様のコンセンサスがあり、内容において特に目新しいものではないと認識されていたからであると推測される。他方、専守防衛の自衛隊の合憲性が鋭く争われていた当時の政治状況からすると、護憲派勢力がこの見解を評価するはずがない。かくして、安倍内閣の7.1閣議決定がなされるまで、憲法の教科書にすらほとんど掲載されない忘れ去られた政府見解となっていた。

だが、安倍内閣が専守防衛の枠組みそのものを破壊しようとする中で、その重要性が再評価されている。私見であるが、この見解の論理はシンプルでわかりやすい。これがより早い段階で国民に知られていれば、「9条をめぐる神学論争」などと揶揄されることはなかったのに—と思わぬでもない。

xxiii 上掲阪田 55～56頁

xxiv 上掲阪田 11頁

xxv これに対して、国連憲章上の個別自衛権は、相手侵略国の占領や占領行政まで認める。9.11同時多発テロに対する個別自衛権の行使として正当化されたアフガニスタン戦争がその一例である。ちなみに、9条2項にいう「交戦権」という概念は、国際法上存在しない。平成11年3月15日の内閣法制局第一部長の答弁では、この「相手国の領土の占領、そこにおける占領行政」も憲法で否定される交戦権の一部とされる（上掲阪田 24～25頁）。だとすると、安保法の内容は、交戦権否認との間でも厳しい緊張関係を持つこととなる。

xxvi 47年見解は、自衛隊の任務を規定したが、その結果、装備や予算にも歯止めがかけられるようになった。すなわち、攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイルなどの攻撃的兵器は保持できず、また、防衛予算についても国民総生産の1%枠の範囲内との制約が働いていた。

ちなみに、財政面からの検討は、忘れられがちだが重要である。現在の防衛費は、現状で概ね5兆円強。これは税収（平成28年では58兆円）の1割近くを占める。これから安保法をフル活用するための装備を整備するのにどれだけの費用がかかるのか。特に喧伝されているミサイル防衛のシステムの費用は青天井であり、何兆円かかるか分からない。だが、それによって自衛隊の災害救助能力が低減したり、国民生活が圧迫されるようなことがあれば本末転倒であろう。

xxvii 私の分類するところの「第3の考え」の方々の多くが、47年見解が自衛隊の憲法上の存在根拠を明確にしていることを知らないか、意図的に無視している。憲法に名前が出てくるかどうかと、憲法上の存在根拠が明確かどうかとは別次元の問題である。憲法に名前が出てこないけれども命がけの仕事をしているということであれば、消防隊員も同じである。環境省も憲法に「環境」という言葉はない。47年見解により、憲法13条と平和的生存権が自衛隊の根拠規定とされた。また、それを前提に、様々な規正・歯止めが導かれてきた。個人的には、それで不足があるとは思えない。

また、自衛隊の存在が憲法に明記されないから自衛隊員の士気が確保できないという意見もあるが、これは観念論に過ぎないと考える。阪神大震災、東日本大震災での自衛隊の活躍は国民の支持を得たし、そのことによって自衛隊員の士気は高まったはずである。他方、安保法ができてから、自衛隊入隊志願者が減少しているとも聞く。要するに、海外での活動についての「士気」が問題なのだが、それは、自国民を

守るという意義が見いだせないというところに根本的問題があるのではないか。さらに、自衛隊の存在を明記すれば自衛隊員の士気が上がり、ひいては抑止力が向上するという意見もあるが、さながら戦前の竹槍訓練を想起させる観念的な議論であると考ええる。

xxviii 日弁連合宿での石川健治教授のご発言。ただし、その解釈は筆者（宮尾）によるものであることに注意されたい

xxix 単純化すれば、1970～80年代の自衛隊の役割は、ウラジオストックに拠点をもつソ連の戦略原潜（潜水艦発射型大陸間弾道ミサイル SLBM を搭載した原潜）を日本海に封じ込め、アメリカ本土への攻撃をさせないというものであった。当然、ソ連は、これを突破するため、日本上陸を含め様々な対抗措置を取ろうとする。これに陸海空3自衛隊が総力を挙げて反撃するというシナリオが想定されていた。私が、日本列島を舞台にした大戦争が想定されていたことを知ったのは、冷戦終結後、ずっと後のことであった。詳しくは、山田朗著「護憲派のための軍事入門」花伝社 67 頁～「米ソ冷戦時代の〈宗谷海峡決戦〉シナリオ」の章参照。

xxx ただし、後々の情報では、これは日本の外務省を中心に、相当に誇張された「批判」だったようである。問題は、90 億ドルの戦費を直接アメリカに渡してしまったことで、その情報がクウェートに伝わっていなかったことにある。ここにも、国際貢献とアメリカへの貢献の差が顕れているといえよう。

xxxi 平成 2 年 10 月 26 日外務大臣答弁。上掲阪田 106 頁

xxxii 安保法については、象徴的なエピソードがある。一昨年 8 月、安倍総理が、ジャーナリストの田原総一朗氏に対し、安保法が成立した後、あれほど 9 条を変えろとやってきたアメリカが「何も言わなくなった。満足したんだ。」と述べたというのである（毎日新聞 2017 年 10 月 12 日朝刊。なお、これは安保法が「正常」に機能することが前提である。将来、「憲法違反の可能性があるので」と安保法の運用に制限をかける動きが高まれば、別な対応になってくるであろう）。

もともと、アメリカは、日本が「独立した軍隊」を持つことを望んでいない。そして、アメリカから見れば、今回の安保法で十分。100 点。海外での活動を含め、望むことは何でもできる内容になっている。

xxxiii ちなみに、この論理は、戦地に派遣された自衛隊員にとっても極めて酷なものとなる。生死を分ける場面に遭遇しながら、自己責任で反撃しなければならぬ。その判断が間違っていれば殺人罪になるか、殺されるかである。また、捕虜の保護に関する国際条約の保護も受けられない。

xxxiv 現に、その後の政府答弁書（平成 16 年 6 月 18 日）で、この言葉が姿を消していることは先ほど指摘したとおりである。

xxxv 上掲「国際法・憲法と集団的自衛権」（松井芳郎・森英樹著。清風堂書店）24～25 頁

xxxvi 上掲松葉「集団的自衛権の法的性質とその発達」90～91 頁

xxxvii 安保法肯定論者と議論していて痛感するのは、「抑止力に対する信仰」ともいえるべき安全保障観である。抑止力が失われれば、たちまち他国（中国・北朝鮮あるいはロシア）からの武力攻撃を受けるといっているのであれば、なるほど、アメリカの機嫌を損ね、同国の庇護を受けられなくなることは、直ちに「存立危機事態」を招くことになるのであろう。

xxxviii ここから導かれるのは、安保法推進派の中では、米軍占領から始まる日米安保・日米同盟の枠組みが、戦前の天皇制同様、国民・個人の人権よりも優先されるべき国家体制としてイメージされているのではないかと—という疑問である。誤解をおそれずに言えば、日米安保条約が戦後の「建国の体」（国体）になっているのではないかと。もちろん、日米安保条約の評価も簡単ではない。米軍の単独占領によってこそ分断統治を免れたという側面があるし、戦後の高度成長も米国の経済的支援（特に米国市場の開放）なしには実現しえなかったものである。しかし、問題はバランスである。国民の人権を基礎においたバランスある判断が求められる。自衛隊OBである柳澤恭二氏らが「思考停止」と表現するような同盟至上主義は容認できない。

xxxix 本稿の目的ではないので深入りしないが、憲法 13 条の「公共の福祉」をめぐる議論は、まさに「お国のため」の論理の復活を許すかどうかの問題である。

xl 正確にいうと、安倍総理達は、嘘はついていない。なぜなら、彼らは現在の憲法の下でも集団的自衛権の行使が認められると公言しているからである。ただ、多くの国民がそのような理解を共通にしていないう事を知りながら、「何も変わらない」と言うのは、極めて不誠実だといえよう。

xli より正確に言うと、歴史的には、「自衛」概念は、国連憲章 51 条よりも広い。ただ、憲法は、98 条 2 項で国際法の遵守を謳っているため、国連憲章の枠は維持されるものと考えられる。

xlii 安倍総理は、安保法制懇報告書が発表された後、「政府として芦田修正論は採らない」と述べた。それゆえ、高村氏の砂川判決論が出てきたというわけである。その詳細は、自民党のHPに掲載されているので参照されたい。

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/national_security_act/124234.html

xliii 但し、必要最小限度という概念は主観的なものであるため、もともと規範性は薄い。しかも、国連憲章 51 条は例外規定であり、国際法上も「必要最小限」でなければならないことは当然である。従って、今後の与党協議の中で、この要件が復活したとしても、過度に評価することは禁物である。

xliv それゆえ、私個人は、「2 度目の改憲が予定されている」との見方にはいささか懐疑的である。少なくとも遙か先の話であろう。なるほど、2 項を含め、9 条の条文が残るため、「わかりにくさ」が残る。しかし、アメリカが安保法で満足しているのなら、安保法さえフル活用できるようになればそれで目的は達成されるはずだからである。

xlv これは、戦争が憲法を破壊する一側面である。特定秘密保護法の制定に見られるような情報のブラックボックスが増加してゆけば、健全な民主主義は成り立ち得ない。

xlvi この点については、ネットで「抑止力のジレンマ」あるいは「安全保障のジレンマ」という言葉を検索していただきたい。

安全保障の問題は、相手（敵国）のある話である。自国の安全強化が敵国の不安を招き、敵国もその不安から更に安全を強化する。それを考えると、自国の軍事力をもっと強化しなければならない…際限なき悪循環が起き、より双方の関係が悪化し、安全が損なわれてゆく。

これは核兵器が登場した後も一緒である。核抑止力とか、核の傘とかいっても、ここまで軍備を増強すれば安心という「一線」は存在しない。実際、アメリカは北朝鮮を何回でも焦土とするだけの核兵器を持っている。それなのに、なぜ、30 年以上も「型遅れ」の北朝鮮のミサイルに大騒ぎするのであろうか？

xlvii なるほど、イラク戦争のときと違い、北朝鮮が「大量破壊兵器」=ICBM を保有しようとしていることは明白である。また、朝鮮戦争時、アメリカは「国連軍」の名の下に多国籍軍を組織し、これはまだ解散していない。さらに、「対話路線」を選んだとき、北朝鮮が核保有国となることを事実上認めることになりかねないのも事実である。しかし、核ミサイルを持っているから攻撃してよいという理屈が成り立つのなら、どの国もアメリカを先制攻撃してよいということになる。アメリカを含む一部の国だけが核を独占する、といういびつな構図の問題が問われることなく、核保有を口実とした先制攻撃が許されるとは思えない。近時、トランプ政権が「使える核兵器」を云々していることに鑑みれば、なおのことである。すなわち、「核不拡散」ではなく「核兵器禁止」の枠組みに立ちきれないところに、問題を困難化させる原因があることも見る必要がある。イラク戦争後の中東の混乱に見られるように、正義無き戦争は長期化し、多大な犠牲を出す。北東アジアが中東と同じ混乱に陥らぬことを願うばかりである。

xlviii 例えば 38 度線から韓国の首都ソウルは余りに近い。旧式の大砲の射程範囲に入っているのも、それだけで大変な犠牲者が出る。また、朝鮮戦争の歴史を振りかえれば、アメリカが先制攻撃をした場合、中国が集団的自衛権を行使して米中の全面戦争に発展する可能性もある。

xlix 朝日新聞 1999 年 2 月 23 日など

l 1 アメリカは中東での戦争に疲弊しており、北東アジアで「第二戦線」を開く経済的余裕はないと考えられる。また、トランプ政権の支持率は低い。その中で果たしてどこまでアメリカからの先制攻撃の可能性があるのか疑問である。他方、本文で指摘したように、北朝鮮が先制攻撃をするのはまさに自殺行為である。従って、第二次朝鮮戦争が勃発するとすれば、軍事的緊張が高まる中での偶発的な事故か、小規模な戦争で問題を解決できると米政権が誤信するか、いずれかの場合である。これらの可能性が否定できないところに問題の深刻さがあるが、基本構図として双方とも戦争ができない状態にあるということは認識しておく必要がある。

li これは全くの私見であるが、「軍事的圧力」一辺倒の安倍政権も、実は、「朝鮮半島での戦争は起きない」と読んでいるのではないか？ 本命は、対中国の戦略であると考え。北朝鮮問題での危機感をあおり、憲法改正を実現し、日米同盟による「中国囲い込み」を名実ともに実現するところに狙いがあると考えているのではないか。ただし、この点は、まだ、全くの仮説である。

lii では、中国を念頭に置いた場合はどうか。北朝鮮の問題が比較的短期間の危機であるのに対し、対中国の問題は今後数十年を見据えた議論となる。そして、中国の動向も不透明なところが多い。とはいえ、

- ・米中に無人島（尖閣諸島）の防衛を援助してもらいメリットがあるとしても、その対価として、台湾海峡問題などで米中が軍事衝突したとき、日本は紛争当事者となるリスクを負う（同盟のジレンマ）。それは均衡するのか
- ・米国は、中国と軍事衝突したとき、在日米軍の損害を最小限にするため、これをグアム周辺まで撤退させる構想を持っている（エアシーバトル構想）。そして、最前線（第一列島線）の防衛は日本が担うという案も検討されている（2017.9.17 毎日新聞）。それは均衡するのか
- ・米中、日中の経済的相互依存がこれだけ進んでいるも、で、「戦争」を想定することが本当に現実的なのか
- ・対中国の作戦を自衛隊が本格的に分担するとなると、作戦範囲は、中国の戦略原潜基地（海南島）のある南シナ海にまで及ぶ。地図を見ればわかるが、「自衛隊がもう一つ要る」と言われるゆえんである。その経済的負担は誰が負うのか

といった素朴な疑問に対する答えが必要である。

なお、中国という国をどう見るかは難問である。個人的に影響を受けた著作を列挙すると入門編として「そうだったのか！ 中国」池上彰著（集英社文庫）

中国の発展可能性と同国との関係性を重視するものとして、孫崎享氏の一連の著作
共産党一党独裁をはじめとする同国の抱える深刻な矛盾を指摘するものとして

「中国台頭の終焉」津上俊哉著（日経プレミアシリーズ）

「中国はなぜ軍拡を続けるのか」阿南友亮著（新潮選書）

個人的には、共産党独裁体制を維持しつつ、中国が経済大国・軍事大国として発展しつづけるというシナリオには疑問を抱いている。それが可能であれば、ソ連が崩壊することもなかったであろう。